

インターネットによる人権侵害について考えよう

情報化が進んだ現在、インターネットは私たちの生活に欠かせないライフラインとなりました。スマートフォンが普及し、以前より情報を得たり発信したりすることが簡単になった一方で、そのことに関するトラブルも増加しています。

特にSNSは匿名性が高く、トラブルに発展しやすい傾向があります。匿名であっても、SNSの向こう側にいる相手の気持ちを考えた上で、ルールやモラルを意識してコミュニケーションを取ることが必要です。また、悪気のない行為や不用意な行動で誰かの人権を侵害したり、個人情報漏洩したりする可能性もあります。自分自身が人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう、インターネットの適切な利用について考えていきましょう。

ワーク 1

普段特によく使うSNSを3つ書きましょう。また、それぞれの良い点と、利用の際に自分が気をつけていることを書きましょう。

1	SNS:	
	良い点	気をつけていること
2	SNS:	
	良い点	気をつけていること
3	SNS:	
	良い点	気をつけていること

ワーク 2

SNSに関する次の事例について、起こりうるトラブルについて考えましょう。

〔事例1〕

Sさんは高校2年生です。文化祭で仲の良い友人や先輩、後輩とたくさん写真を撮りました。後日、Sさんはその写真を加工し、自分のSNSに掲載しました。アカウントは非公開で、Sさんの友人しか見ることができません。

<起こりうるトラブル>

<トラブルを避けるためには?>

〔事例2〕

同じ学校に通う共通の趣味をもつ仲間5人（Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん）がいます。ある日、グループチャット内でAさんが「Bさんの家ってすごく大きいね」と話題にしました。Cさんが「そうだよ。Bさんがこの前、家の住所を言ってたし、地図で調べたらすぐわかった」と言って、その住所をチャットに書き込みました。その後、AさんはBさんの家の住所近くを通った時、大きな家を見かけたので写真を撮りました。そして「ここがBさんの家？豪邸だ」と写真をグループチャットにアップしました。後日、この情報が別のSNSにアップされていることがわかりました。

<起こりうるトラブル>

<トラブルを避けるためには？>

SNSで情報を発信する際のチェックリスト

- ☒ あなたが投稿する情報（言葉や写真など）で傷つく人はいませんか？
- ☒ 同じ言葉を相手に直接言えますか？
- ☒ 個人情報や特定されるような情報はありますか？
- ☒ 発信する言葉や写真は、半永久的に残っても大丈夫なものですか？

ワーク3

著作権とは、著作物の利用に関してそれらを創作した人に認められる権利のことです。小説や音楽、イラスト、動画など、インターネット上には様々な著作物がありますが、無断で使用したり、自分が創ったものだと偽って利用したりすると「著作権侵害」になります。

次の文について、著作権侵害に当たる可能性のあるものに○をつけましょう。

- ア 映画のワンシーンや漫画の1コマを画像付きでSNSに投稿した。 ()
- イ SNSの自分のアイコンを、ネットから取った好きな芸能人の写真にした。 ()
- ウ 学校での授業や宿題で、インターネット上にあるイラストを使った。 ()
- エ 話題曲や人気曲を自分で歌い、SNSに投稿し世界中に発信した。 ()

ワーク4

インターネット上にある音楽や映画、漫画などの中には、作者に無断でアップロードされた「著作権侵害コンテンツ（海賊版）」というものも多数存在しており、その被害が増えています。また海賊版サイトには、個人情報や盗まれたり危険なサイトへ誘導されたりといった罠が仕掛けられていることも少なくありません。

(1)「海賊版」を利用することは、作者や社会にどのような不利益があるでしょうか。次のキーワードを参考に、理由を考えてみましょう。

【キーワード】 ・作者の権利 ・社会に与える影響

(2) 私たちができることを話し合い、書いてみましょう。

【資料】

もし自分が被害にあったりトラブルに巻き込まれたりしてしまったら、保護者や学校の先生など、信頼できる大人に相談しましょう。またその他にも、LINEや電話、インターネットなどで相談できる機関もあります。事態が大きくならないうちに、勇気をだして声をあげましょう。

○様々な悩みを手軽な方法で相談したい

中高生SNS相談@かながわ	LINEまたは電話	二次元コード
無料通信アプリ「LINE」を活用し、中高生からのいじめを含めた様々な悩みに関する相談を受け付けます。LINEを使用しない生徒は、「24時間子どもSOSダイヤル」でも相談できます。(電話番号 0120-0-78310)		

○人権問題の専門機関に相談したい

インターネット人権相談受付窓口(法務省)	インターネットまたは電話	二次元コード
相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に関する削除要請を行います。(電話番号 0570-003-110)		

○ネットトラブルの専門家に相談したい

違法・有害情報相談センター(総務省)	インターネット	二次元コード
ネット上のひぼう中傷(嫌がらせ)の書き込みについて、削除するにはどうすればよいのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのか、など、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行います。		

ワーク5

本日の学習を通して、学んだことやあなたが考えたことを書きましょう。

解説 インターネットによる人権侵害について考えよう

1 ねらい

このワークの目的は、高校生がインターネットによる人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう適切な利用について考えることである。特に①SNSの使用に関わる「肖像権」「プライバシーの権利」の侵害、②インターネット上の著作物を無断で使用する「著作権」「知的財産権」の侵害について理解を深めることを目的としている。

①について、法務省のデータによると、令和4年度のインターネット上の人権侵犯事件1,721件のうち、665件がプライバシー侵害である。高校生にとってSNSは他者との身近なコミュニケーションツールであるが、その使用をめぐってトラブルやいじめが発生することも珍しくない。自分の行動が相手の人権を侵害する可能性があることを知り、適切な利用ができるよう促したい。

②のインターネット上の著作物を無断で使用する「著作権」「知的財産権」の侵害については、他者の人権を侵害するだけでなく、新たな創作物が生まれにくいといった損失も生まれる。自分の利益だけでなく、社会的な損失にも目を向けて考えてほしい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
冒頭の説明を読み、学習のねらいを確認する。 (2分)	
1 ワーク1 (11分) 各自でワークに取り組む。 その後、班で意見を共有する。	・それぞれのSNSの特性について考えさせる。 ・自分と他人の意識の差に気づかせる。
2 ワーク2 (15分) ①事例1について、各自で考えを記入する。 その後、班で意見を共有する。 ②事例2についても同様に行う。	・事例の文をよく読み、トラブルのもとになる箇所を見つけさせる。 ・状況を想像し、トラブルを避ける行動が、人権を守ることにつながることを伝える。
3 ワーク3 (7分) 各自でワークに取り組む。 その後、班で意見を共有する。	・媒体ごとにルールが異なるため、利用の際は確認する必要があることを伝える。
4 ワーク4 (10分) ①各自(1)に取り組む。 その後、班やクラス全体で意見を共有する。 ②班で(2)について話し合う。	・作者が収入を得られないだけでなく、新たな作品が生み出されなくなることに伴い、社会全体の不利益になることについて考えさせる。 ・著作権侵害により刑罰を受けたり、損害賠償を請求されたりすることがあることにもふれたい。
5 ワーク5 (5分) 各自が学んだことを記入する。	・学んだことから、今後、どのようにインターネットを利用するか、具体的に考えさせたい。

3 解説

ワーク1について

SNSは多くの高校生が使用するコミュニケーションツールであるが、その使い方は様々である。身近にいる友人がどのようなことに気をつけて利用しているかを知るとともに、自分と他者の間に意識の差があることを認識させたい。

ワーク2について

ここでは、インターネット上の「個人情報の保護」、「プライバシー権の侵害」について考えることを目的としている。悪気がなく些細なことでも、他人の人権を侵害したり嫌な気持ちにさせたりすることにつながる可能性があることを改めて考えたい。

〔事例1〕

- ① 仲の良い友人であってもSNSに自分の写真を載せられることに抵抗がある人がいるかもしれない。また、知らない人が映りこんだ写真を投稿し、たまたま見た本人が抗議したり、背景などから居場所を特定されたりするなどのトラブルも発生している。
- ② 投稿を非公開にしても、閲覧できる人がその投稿を拡散する可能性がある。その写真が全く関係ないサイトに使用されるなど思わぬトラブルに巻き込まれる可能性がある。

〔事例2〕

- ① インターネット上では相手の顔が見えず、その場の楽しい雰囲気につい流されがちとなる。何気なく興味本位でやり取りした情報が、相手にとっては迷惑となったり、大きな被害につながったりする可能性が高いことにも十分に注意したい。
- ② 悪意がなくとも、一旦外部に伝わった情報は、どのように利用されるかわからない。その情報が悪用されるリスクも高まる。不確かな情報や噂が加えられ、誤解や悪評が広がる恐れもある。仲間内だから大丈夫だろうという軽い気持ちで個人情報をやり取りすることには特に慎重を期す必要がある。

ワーク3について

ここでは、インターネット上の「著作権」の侵害について考えることを目的としている。他者の著作物を許諾なく無断で利用することは著作権の侵害にあたるが、条件や引用次第で侵害にならない場合もあるなどその線引きは難しい。よくある事例をもとに注意喚起するとともに、他者の著作物を利用する場合はよく調べてから使うことを伝えたい。

ア 映画のワンシーンや漫画の一コマを画像付きでSNSに投稿した。 (○)

たとえワンシーンであったとしても、映画や漫画を画像付きで投稿する行為は著作権法の侵害となる。「引用」として合法的に使用するためには引用元を明記する必要がある。

イ SNSの自分のアイコンを、ネットから取った好きな芸能人の写真にした。 (○)

スマートフォンの壁紙などの個人的利用は問題ないが、SNSアイコンのようにインターネット上にアップロードされるものは許諾が必要である。

ウ 学校での授業や宿題で、インターネット上にあるイラストを使った。 ()

学校等の教育機関において、小説、絵、音楽などの作品を利用する場合は、その公共性から一定の範囲で自由に使うことができる。ただし規定にあてはまらない場合は著作権者へ許諾を得る必要があるので注意する。

エ 話題曲や人気曲を自分で歌い、SNSに投稿し世界中に発信した。 (○)

※JASRACなどが管理する楽曲は、各管理団体と契約しているサービスの中では使うことができる。ただしインディーズアーティストの作品など、一部の楽曲は、音楽出版社や作詞者、作曲者が個人で著

著作権を管理している場合があるため、楽曲の著作権を誰が管理しているのかを調べる必要がある。また、CDやカラオケの音源を伴奏として利用する場合等には、「著作隣接権」者の許諾を得る必要がある。

※JASRAC:日本音楽著作権協会の名称。演奏・放送・録音・ネット配信などにおける音楽の著作権を管理する団体。

ワーク4について

ここでは、インターネット上における海賊版コンテンツから「※知的財産権」の侵害について考えることを目的としている。海賊版とは、アニメ・音楽・映画など様々なコンテンツを無断でコピーし、権利者に正当な対価を支払うことなく利用できる状態にしている著作権侵害コンテンツのことである。

海賊版による被害が拡大していることから、政府は令和元年10月に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」を作成するなどの取組を進めている。

生徒には、権利者の許諾なくコンテンツを使用することは、法律上与えられた著作者の権利を侵害し、すべての著作者が正当な対価を得られないとともに、結果として次の作品を生み出すことができないといった社会全体の損失につながることを考えさせたい。事例を通して学ばせることも有効である。

※知的財産権:知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護する権利、特許権や著作権などは知的財産権の一部である。

〔著作権侵害による事例〕

「発売前の漫画、ネット投稿 著作権法違反の疑いで中学生逮捕」

京都府警ハイテク犯罪対策室などは14日、人気漫画「ワンピース」などを雑誌発売前に動画投稿サイト「ユーチューブ」にアップロードしたとして、著作権法違反の疑いで名古屋市中区の男子中学生（14）を逮捕した。

府警は、ユーチューブへの違法投稿の摘発は全国初としている。

逮捕容疑は昨年12月～今年2月の間、計4回にわたり、ワンピースなどの漫画を著作権者の許可を得ないでユーチューブに投稿、不特定多数に閲覧させた疑い。

府警によると、中学生は漫画が掲載されている雑誌を発売日前に入手し、誌面を写真撮影してネット上で読める形で投稿していた。（後略）

（2010年6月14日 日本経済新聞 電子版（共同通信社））

ワーク5について

本時の授業を振り返り、今後のインターネットの使い方を考えさせる。その際、インターネットの利用を控えるのではなく、どのように気をつけながらインターネットを利用していかという方向で考えさせる。

<引用文献等>

・日本経済新聞 電子版（共同通信社）「発売前の漫画、ネット投稿 著作権法違反の疑いで中学生逮捕」2010年6月14日 13:54

<参考資料>

- ・「SNS別 最新 著作権入門」井上拓 誠文堂新光社 令和4年8月16日
- ・「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（四訂版）」法務省
- ・「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」総務省
- ・「学校における教育活動と著作権」文化庁
- ・「著作権の基本と海賊版」文化庁
- ・「YouTubeなどの動画投稿（共有）サービスでの音楽利用」JASRAC